

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度大紀町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況（予定）については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 200,000 千円  
うち 社会保障財源化分 97,140 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する 471,314 千円  
（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	328,308	217,654	13,500	0	97,154	51,289
		小計	328,308	217,654	13,500	0	97,154	51,289
	児童福祉	児童福祉費	67,803	26,486	19,500	359	21,458	11,328
		母子父子福祉費	5,022	1,770	0	0	3,252	1,717
		小計	72,825	28,256	19,500	359	24,710	13,045
	合計	401,133	245,910	33,000	359	121,864	64,333	
衛生費	保健衛生	保健対策費	31,435	1,130	0	2,622	27,683	14,614
		予防費	38,746	3,210	1,000	75	34,461	18,192
		合計	70,181	4,340	1,000	2,697	62,144	32,807
総合計		471,314	250,250	34,000	3,056	184,008	97,140	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分